

学校いじめ防止基本方針

守谷市立愛宕中学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させ、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒に寄り添い、共に活動する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の努力を認め、励ましのことばをかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重した言葉遣いを心がける教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの生徒にも起こりうること。」という基本認識に立ち、「するを許さず、されるを責めず守り、第三者なし」をスローガンに、学校全体で取り組む。
- (イ) 「学び合い」の授業を通して、一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
- (ウ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。
- (エ) 「あいさつ運動」等、生徒自身が自主的に取り組めるよう、生徒会活動を支援する。

(オ) いじめは人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなると認識するため、また市民社会のルールを守る姿勢を身に付けるため、人権に関する法律等について学ぶ機会を設ける。

(カ) 携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性、利用の依存症等の特性を生徒や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的実施する。

イ いじめの早期発見の措置

(ア) 日常生活から問題状況を把握

(行動観察)

- ・いじめが疑われる行為が見られたり、情報を聞いたりした場合は、いじめを受けていると思われる生徒と面接を行い、状況を管理職まで共有する。

【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】

(イ) いじめ調査の定期的な実施

(実施時期)

- ① 生徒対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査…毎月第1月曜日
- ② 保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査…年1回（12月）
- ③ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査…年2回（7月・11月）

(調査後の対応)

- ・学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。

【抱え込みの禁止】

- ・その日のうちに、いじめを訴えてきた生徒と面接を行い、保護者と共有する。

【早期対応】

- ・生徒と面接ができないときは、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、管理職まで報告する。

【組織で対応】

(ウ) いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(エ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

ウ いじめ発生時の措置

(ア) いじめを把握したときは、対応の第一歩として、何よりも被害生徒保護を最

優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を思考するとともに、傷ついた心のケアを行う。

- (イ) 学級担任等が一人で抱え込むことがないように、「いじめ対策本部」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。

【発見者→学年主任→生徒指導主事→校長】

- (ウ) 被害生徒及び保護者のニーズを確認する。危機を一緒に乗り越えていくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保、加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。
- (エ) 加害生徒への指導を行うと共に、加害生徒と被害生徒との関係修復を図る。加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が罪障感を抱き、被害生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害生徒の成長支援という視点に立って、加害生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。指導の事前及び対応の過程においては、被害生徒及び保護者の同意を得たり、指導の経過について丁寧に説明をしたりする。
- (オ) 指導終了後は被害生徒及び保護者と定期的に面談等を行い、いじめに係る行為が止んでいることや心身の苦痛を感じていないこと等を確認する。教員は被害生徒の心身の苦痛がすぐに止まないことを理解した上で、継続的に声かけや観察にあたり、必要に応じてカウンセラーや関係機関と連携を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合には、被害生徒及び保護者の同意のもと、加害生徒への指導及び保護者への協力要請を行う。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきだと認められるものについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。特に、被害生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に通報する。
- (キ) いじめ解消は、指導後3ヶ月以上経過後、①いじめに係る行為が止んでいること②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2点について被害生徒及び保護者に面接等で確認する。
- (ク) キの対応を受け、いじめ対策本部で「解消」と判断する。
- (ケ) いじめ問題解消後も、当該被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深い観察を継続する。

エ 学校外の相談窓口の周知

- (ア) 生徒、保護者等がいじめ問題について相談できる、文部科学省「24時間子

「供SOSダイヤル」や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努め、いじめの早期発見、早期解決を図る。

(イ) 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

(ウ) 守谷市立適応指導教室（「はばたき」）事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

(エ) スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通じた支援内容の周知に努める。

(2) いじめ防止対策に向けた組織「いじめ対策本部」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ対策本部」を設置する。

<構成員>

「いじめ対策本部」は、校長、教頭、教務、スクールソーシャルワーカー、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、守谷市総合教育支援センター、いじめ対策指導員、スクールカウンセラー、学校運営協力員、教育相談担当、その他、校長の判断により必要に応じて、児童相談所員、人権・心理・児童福祉・社会福祉・少年犯罪・発達障害等に関する識見を有する者を参加させることができる。

<活動>

- ① いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。（観察、アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案(受けた者・行った者・観衆・傍観者)に対する対応に関すること。
- ④ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ⑤ その他いじめ防止に係わること。

<開催>

月1回のいじめ対策本部を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(生徒指導部員会は毎週実施)

<議事録>

いじめ対策本部の議事録を作成し、全職員で共有する。いじめ報告と共に教育委員会指導室に提出する。

(3) 特に配慮が必要な生徒への対応

いじめは、どの生徒にも起こり得る可能性があり、下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある生徒

- イ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒などの外国につながる生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- エ 東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

(4) 重大事態（生命心身財産重大事態・不登校重大事態）発生時の対処

生徒が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

ア いじめ対策本部は重大事態が発生した旨を、守谷市いじめ対策本部に速やかに報告する。

イ 守谷市いじめ対策本部と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

(5) 記録及び保存について

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

(6) 保護者・地域の人々との連携について

法による保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とある。「いじめをしない子供」に育つように成長支援という視点から働きかけることとし、加害生徒に被害生徒の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して支援や指導を行うことを要請する。また両者の連携に加えて、学校運営協議会など、地域の人々にも協力を仰ぎ、地域ぐるみでいじめ防止に向けて取り組むこととする。

H30. 8 いじめ防止等のための基本的な方針改定及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン策定（2017. 3）に伴う見直し

R1. 7 茨城県いじめの重大事態対応マニュアル及び守谷市いじめ防止基本方針の改定等に伴う見直し・・・令和元年7月31日（平成31年4月8日より施行）

〈茨城県いじめの重大事態対応マニュアル（2019. 7）〉

〈守谷市いじめ防止基本方針（2019. 3）〉

〈取手市中学校の生徒の自殺事案に係る調査結果（2019. 3. 20）〉

R5. 3 生徒指導提要改訂（R4. 1 2）に伴う見直し